

聖徳太子伝の発展と寺家の学問

——文保本太子伝所載の巖島縁起をめぐって——

内田吉哉

はじめに

往昔においても現代にあつても、聖徳太子は日本史上最も有名な人物の一人である。しかし現代の私たちが時には旧高麗紙幣の隠語として親しみを感しながらその名を呼ぶのとはいささか異なり、往昔の人びとにとって聖徳太子とは畏敬すべき信仰の対象であつた。

彼ら信仰者にとって聖徳太子は我が国の仏教興隆の大功勞者であり、観音の化身であつた。また同時に中国古代の堯舜のような為政者の理想像でもあつた。さらに近世には大工や左官の職祖として崇拜され、信仰されてきたのである。

とはいえ、太子の行状を伝える飛鳥時代の史料は極めて少ない。そこで聖徳太子信仰では、信仰の根拠を主に後世に記された聖徳太子伝に頼ることになる。『日本書紀』に太子の

事績が記されて以降、管見の限りでも二十種を超える聖徳太子伝が編述された。その中でも、聖徳太子信仰に最も強い影響を及ぼしたのが、十世紀半ばごろの成立とみられる『聖徳太子伝曆』（以後『伝曆』と略す）である。現代にまで引き継がれている太子のイメージはこの『伝曆』によって生み出されたといつてよい。

十二世紀後半以降、聖徳太子信仰の宣伝媒体として、聖徳太子伝を物語絵の形式で絵画化した聖徳太子絵伝が作られるようになった。布教活動において世人の関心を引きつけるためには、絵と言葉とを用いてビジュアルに聴衆に訴えかけることができる絵伝が効果的であると考えられたためである。

菊竹淳一氏によれば、聖徳太子絵伝に描かれている一一九場面のうち、一一一場面が『伝曆』所載の事績を絵画化したものである⁽¹⁾。換言すれば、残りの八場面は『伝曆』録外の事績なのである⁽²⁾。『伝曆』以外に典拠を求められる場面は菊竹

氏が指摘する八場面の他にもう一つ、太子が三十一歳の時にはじめて厳島明神を祭ったという厳島神社の縁起譚がある。この場面は愛知県の本証寺が所蔵する『聖徳太子絵伝』（重要文化財）の第五幅中にみることが出来る。厳島神社の縁起譚は、文中に文保元年（一一三一七）もしくは文保二年（一一三八）の年記をもつことから文保本太子伝と総称される一群の聖徳太子伝が典拠である。

これらの九場面は、なぜ聖徳太子絵伝に描かれたのだろうか。つまり、聖徳太子信仰の聖典的存在である『伝暦』を逸脱した新しい事績が、なぜ聖徳太子信仰に組み込まれることになったのか、という問題である。この問題は、聖徳太子信仰の発展過程を説明する上で看過できない意義を持つている。それはすなわち、この問題の先に、太子のイメージが宗教者によってどのように作りあげられていったかを垣間見ることが出来るからである。

『伝暦』に収録されていない新しい説話が聖徳太子信仰に組み込まれていくようになったのは、中世以降の聖徳太子信仰の神秘化が原因であるとするのが現在の一般の見解である。しかし、その実態はまだ詳らかにされたとは言いがたい。文保本太子伝所載の厳島神社の縁起譚を例に取るならば、この説話は、何者によって聖徳太子信仰に取り込まれたのか。聖徳太子信仰の中でどのように位置づけられ、またど

のように聖徳太子信仰の発展に寄与したのか。これらの問題に関しては、牧野和夫氏によって文保本太子伝と『源平盛衰記』との類似性が指摘される程度にとどまっている。³そこで、本稿では文保本太子伝に収録される厳島神社の縁起譚についてこれらの問題に考察を加えてみたい。

文保本太子伝の諸本

まず、文保本太子伝と呼ばれる聖徳太子伝についても少し詳細にみておこう。

十世紀後半以降、『伝暦』の中に記された事績によって聖徳太子のイメージはほぼ完成された。しかしそれ以降も『伝暦』が伝える太子の事績を補足・拡大させていくかたちで様々な聖徳太子伝や『伝暦』の注釈書が書かれている。そういった聖徳太子伝の中には、文中に文保元年もしくは文保二年を起算年として太子在世の時代からの経過年数を示す本がある。例えば、富山県氷見市の光久寺が所蔵する『正法輪藏』では第一巻冒頭の「太子讚嘆表白」で、

抑聖徳太子ノ我朝御誕生之時代ヲ相尋_ナ上古_ニ侍_レハ、年号、
金光三年_辰壬_辰歳、御歳也昔、金光三年_{ヨリ}今文保元年_{マデ}過_シ方_ク
已_レ七百廿八年也

と記し、聖徳太子の誕生から「今」の文保元年までの経過

表1 文保本太子伝の伝存状況

	所 蔵	書 名	所 在 地	備考
1	東大寺	正法輪蔵	奈良県奈良市	別冊的
2	金沢大学図書館	正法輪蔵		Ⅱ類本
3	金沢大学図書館	正法輪蔵		Ⅱ類本
4	浄勝寺	正法輪蔵	福井県丹生郡朝日村	Ⅱ類本
5	聞名寺	正法輪蔵	富山県八尾町	Ⅱ類本
6	光久寺	正法輪蔵	富山県氷見市	Ⅱ類本
7	光久寺	聖法輪蔵	同上	Ⅱ類本
8	法雲寺	聖法輪蔵	福井県丹生郡越廼村	Ⅰ類本
9	満性寺	聖法輪蔵	愛知県岡崎市	Ⅰ類本
10	慶應義塾大学図書館	聖徳太子伝正法輪蔵		別冊的
11	醍醐寺	聖徳太子伝記	京都府京都市伏見区	
12	輪王寺	太子伝	栃木県日光市	

年数を七二八年であるとして記述をもつ聖徳太子伝が光久寺所蔵の『正法輪蔵』の他にも各地に伝存しており、これらを総称して文保本太子伝と呼ぶのである。したがって文保本太子伝という名称は正式な書名ではない。現存する文保本太子伝諸本はそれぞれに独自の書名がつけられており、表1にあげた現存する十二点の文保本太子伝には、それぞれに『正法輪蔵』『聖法輪蔵』『聖徳太子伝正法輪』『聖徳太子伝記』『太

子伝』といった書名が付けられている(表1)。

このうち『正法輪蔵』もしくは『聖法輪蔵』と題される本は、本によって内容に多少の違いはあるものの、同じ本とみなしてよい。本稿では、以降『正法輪蔵』と『聖法輪蔵』との両者をともに指す場合には『正法輪蔵』と総称する。

『正法輪蔵』は、太子の五十一年の生涯を一年ごとに一巻に分け、全部で五十一巻で構成されている。『正法輪蔵』の最大の特徴は、聖徳太子絵伝の絵解き台本としての性格を有していることである。『正法輪蔵』には本文中の随所に「：御躰是也」とか「：御有様是也」といった言葉が記されており、これによって絵伝を指し示しながら『正法輪蔵』を読み説いたであろうことが知られる。また、それぞれ各巻の冒頭に金光・賢称・鏡常・勝照・端正・吉貴・光宛・定居・倭京といった私年号を掲げる点も特徴の一つである。本編五十一巻とは別に、太子の事績に関する秘事口伝だけをまとめた別冊的な本もあり、慶應大学図書館所蔵の『聖徳太子伝正法輪』と東大寺所蔵の『正法輪蔵』とがこれにあたる。

『正法輪蔵』本編は全部で五十一巻とはいふものの、全ての巻がそろっている本は伝存していない。表1にあげた『正法輪蔵』各本にしても、愛知県岡崎市の満性寺に計三十九巻伝存する例が最もまとまったものである。次いで多いのが光久寺に伝存する計二十一巻であり、他はあちらに数巻、こち

らに数巻といった伝存状況である。これらを継ぎ合わせてようやくやおおよその全体像をみる事ができるのだが、しかし、いまだ伝わらない巻もあり、完全な復原はされていない。

醍醐寺所蔵の『聖徳太子伝記』と題される本は、内題には『聖徳太子伝』と記されている。文中には『正法輪蔵』と同じく文保元年を起算年とする記述があり、これも文保本太子伝に含めることができる。醍醐寺本『聖徳太子伝記』は、『正法輪蔵』と同じく太子の生涯五十一年をそれぞれ一章としている。しかし、その内容は『正法輪蔵』と違って冒頭に「太子讚嘆表白」を持たず、各章の冒頭に必ずしも私年号が記されていない。⁴⁾

輪王寺が所蔵する『太子伝』は享徳四年（一四五五）に書写され、現存する文保本太子伝諸本のうち最も古い写本として知られている。また、第八巻奥書に

右此傳者、四天王寺若田坊之秘傳也

とあり、この本が四天王寺に伝わる秘伝であった事が知られる。本文内容は醍醐寺本『聖徳太子伝記』と類似している。⁵⁾

以上、ここまでで紹介してきた『正法輪蔵』もしくは『聖法輪蔵』と、その別冊的な性格を持つ秘事口伝のみを集めた慶應大学本『聖徳太子伝正法輪』・東大寺本『正法輪蔵』、そして輪王寺本『太子伝』と醍醐寺本『聖徳太子伝記』、これ

らを全て含めて文保本太子伝と総称するのである。

文保本太子伝が書かれた場所は、四天王寺かその子院であると考えられる。文保本太子伝のうち『正法輪蔵』と題される本は真宗寺院に多く伝存しており、そのためにかつて文保本太子伝は真宗教団の内部で制作されたと考えられていた。それが一転して四天王寺にスポットライトが当てられることになったのは、東大寺本『正法輪蔵』の奥書に着目した考察が行われたことによる。⁶⁾ 東大寺本『正法輪蔵』第一巻の奥書には、

文保三年二月廿八日、於四天王寺地称院書寫

法印権大僧都源暹七十二歳

嘉慶元年卯十一月十日、四天王寺地称院御本令相傳書寫

畢

供住政弁深秘云

文明十二年庚三月十日、於天王寺乾坊書寫畢

明應六年丁卯月十五日奇乾坊相

傳昌盛

と記され、この本が過去三度にわたって四天王寺において書写されたことが知られる。この奥書の中で特に注目すべきは最初に書写された時の年記である。文保本太子伝はその文中に文保元年もしくは文保二年を「今」の年代とする記述を持つが、それから遅れることわずか一年の文保三年（一三三一

九)に東大寺本『正法輪蔵』が四天王寺で書写されている。これによって四天王寺が文保本太子伝の成立ときわめて密接した場であったことを推測することができるのである。

さて、その文保本太子伝において、厳島神社の縁起譚がどのように展開されているのか。往時の絵解き僧が絵解きを行ったように、厳島神社の縁起譚が描かれている本証寺所蔵『聖徳太子絵伝』の画面を追いながらストーリーを紹介しよう。

本証寺は愛知県安城市野寺にある浄土真宗の古刹である。本証寺所蔵の『聖徳太子絵伝』は十幅で一具をなし、掛幅形式の聖徳太子絵伝としては現存作品中最も幅数が多く、しかも欠損した幅のない貴重な作品である。十幅の中に九十を越える事績場面が描かれ、これらの事績場面は各幅とも下から上に向かって年代順に配置されている。制作年代は鎌倉時代末期から室町時代初期までの間とみられ、真宗寺院に伝存する太子絵伝としてはかなり古い作例である。

この本証寺本『聖徳太子絵伝』十幅のうちの第五幅に厳島神社を描いた場面がある。ただし、本証寺本『聖徳太子絵伝』第五幅は、本来は同寺所蔵の『善光寺如来絵伝』第二幅と第三幅との間に充当されるべき幅とする見解もある⁽⁷⁾。厳島神社の社殿が描かれた作例のうち、著名なものとして『一遍上人絵伝』がある。正安元年(一二九九)に成立した『一遍

上人絵伝』は厳島神社の社殿を描いたものとしては最古の現存作品であるが、本証寺本『聖徳太子絵伝』はそれに次いで古い作例になる。

本証寺本『聖徳太子絵伝』の第五幅は同絵伝の他の幅とは様相が異なり、一幅のうちに描かれる場面数は少ない。画面は三場面に大きく区画され、下段に太子と物部守屋との合戦、中段に熊野大社、そして上段に厳島神社の社殿が描かれている(図1)。水上に浮かぶ厳島神社の左上には、霞に半ば塗り込められておぼろげに浮かぶような月輪が描かれ、これが鳥瞰した視点からの社殿の描写と相まって、さながら垂迹曼荼羅を思い起こさせる図様となっている(図2)。

厳島神社の社殿の周囲にはいくつかの事物が描き添えられ

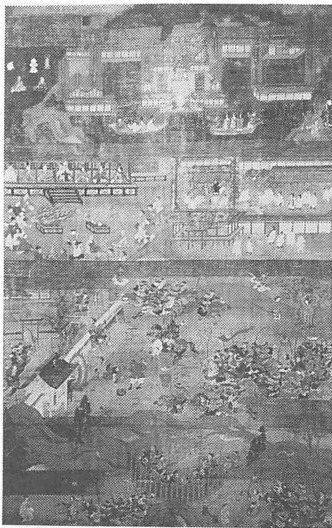


図1 聖徳太子絵伝(第五幅 本証寺)

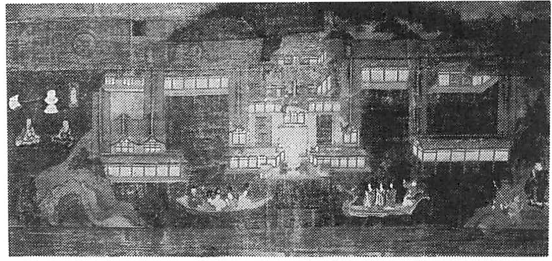


図2 三十一歳、厳島明神を祭る(第五幅部分 本証寺)



図3 佐伯鞍職(第五幅部分 本証寺)

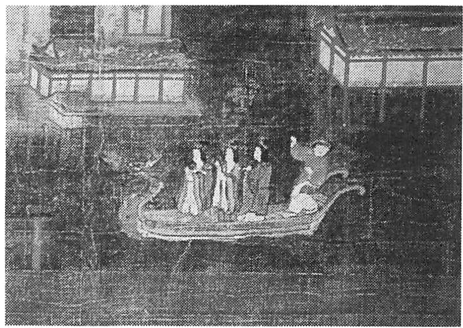


図4 厳島明神(第五幅部分 本証寺)

ている。画面左側には僧形の人物が二人と経巻・舍利容器・仏画が描かれ、画面右下には衣冠束帯の人物とその前にひざまづく鬼二匹がみられる。現在のところ、これらの事物が何を意味するのか判然としない。とはいえ、これらの事物は本稿においてはさほど重要ではない。

この幅中に厳島神社の社殿が描かれている理由を解き明かすために重要なのは、厳島社殿前面の海上に浮かぶ船二艘

のようにはじまる。

年号吉貴九年^{壬戌}春二月之比客星出現^{丑寅}數千萬羽^鳥神ノ枝クワエテ洛中ニ多ク出現^{推古天皇驚シ給ヘハ}觀慮ニ万人及^ニ仰天^ニ侍^キ時ノ殿下聖德太子^ニ有^リリケハ御尋^{太子ノ}天奏^ニ云^ク抑是^ハ忝^ツモ天照大神同体靈神也本地久遠実成^往古如来周遍法界ノ流遮那仏也実^ニ百王守護ノ靈神ノ我朝^ニ示現^シ御座^スヘキ以^ニ瑞相^ヲ彼鳥數万ノ神ノ枝クワエテ顕現スル

と、その船上にいる人物たちなのである(図3・4)。これらの事物とあわせて文保本太子伝を読みとくことによつてこそ、はじめてこの場面を理解することが可能になる。文保本太子伝諸本のうち、浄勝寺本『正法輪藏』を例にとつて読みすすめてみよう。

浄勝寺本『正法輪藏』三十一歳条は次

所^ニ奏^シ給^ヘリ 次^ニ客星丑寅^ノ神変之事奏^シ給^{ハク}夫彼客星者其名^ヲ天台星^ト云星也我朝^ニ靈仏出現^シ窮^テ未来際^ヲ自^レ王城^ニ住^リ丑寅^ニ可^レ利^テ衆生^ヲ瑞^ニ相也

「吉貴九年」という私年号で記される壬戌年は推古天皇十年（六一二）にあたる。その二月、都の空に客星が出現し、数千万羽の鳥が神の枝をくわえて飛来するという怪現象が発生した。太子は、推古天皇以下驚き怪しむ人びとに対して、これらは尊い神仏があらわれたまう瑞兆であると説明する。右の一節を絵伝の前に居並ぶ聴衆に向かつて前口上のように読み聞かせた後、ここから絵解き僧は、さて、と声を高めて画面を指し示したであろう。浄勝寺本『正法輪蔵』三十一歳条は絵伝の画面に解説を加えてゆく。

同三月之比安芸国^ノ国司内舍人佐伯鞍職^{云者ノ}参内^{シテ}奏^ス様、去比乘船恩賀^ノ嶋^{申嶋ノ}邊^ニ浮^リ船^ヲ海上^ニ遊^ビ侍^ル時西^ノ方^ヲ奉^リ錦^ノ帆^ハ船見^ハ来^{レリ}竜頭之船也船^ノ中^ニ三人有^リ貴女^ニ捧^リ紅^ヲ奴佐^ヲ其形如^ク天女^ト佐伯^ニ告^云吾^ガ爲^ス三^百王^守護^ヲ離^レ本所^ヲ近^ク王城^ニ而相^見ル^ニ彼嶋^ヲ美^シ巖^ヲ思^ハ食^セハ末代^ノ利物之砌^ト此^ノ嶋^者也守^リ法^大王^所弘^法并^ニ百^王王^濟渡^セ一切衆生^ヲ依^テ彼嶋^ニ嚴^留神慮^ヲ早^ク吾^ガ号^ヲ嚴嶋^ノ大明神^ト此嶋^中ニ大小社檀并^ニ海上造^リ百八十間^ノ廊^ヲ吾^ガ告^レ奉^レ崇^メ給^ヘリ

二艘の船のうち左の船に乗る人物は安芸国の国司佐伯鞍職

である(図3)。ある日、佐伯鞍職は海上で船遊びをするうちに竜頭の船に出会う。竜頭船にはこの世の人間とは思えぬ三人の貴女が乗り、紅の幣を掲げていた(図4)。これこそは巖島明神であり、佐伯鞍職に託宣を与える。佐伯鞍職は上落して託宣を上奏し、勅旨を得て巖島神社を創建するのである。右に紹介した巖島縁起は浄勝寺本『正法輪蔵』のものであるが、『正法輪蔵』は本によって内容に違いがあり、牧野和夫氏によつてⅠ類本とⅡ類本との二種に分類されている。表Ⅰにあげた『正法輪蔵』と題される本のうち、Ⅰ類に分類される本は法雲寺本と満性寺本、Ⅱ類に分類される本は光久寺本・聞名寺本・金沢大学本、そして右に参照した浄勝寺本である。Ⅰ類本とⅡ類本との差異のうち、三十一歳条における両者の差異の最も顕著な点として、話の展開する順序の違いが渡邊信和氏によつて指摘されている。

『正法輪蔵』三十一歳条の話の展開をみると、Ⅰ類本は編年的に記述されており、次のようになってゐる。

- 【1】「異説」として太子が二十一歳の時に巖島明神が顕現した話を紹介する。
- 【2】佐伯鞍職が恩賀島の海上で天女に託宣を授かる。
- 【3】託宣を上奏するために佐伯鞍職が上落する。
- 【4】都に客星が出現し、数千万羽の鳥が飛来する。
- 【5】佐伯鞍職の上奏を聞いた太子が示現した神の説明を

する。

【6】推古天皇は厳島社を創建し、神領を寄進する。

右の【1】～【6】は、時系列順に番号を付けたものである。編年的に語るⅠ類本に対して、Ⅱ類本では視点を聖徳太子にすえた構成となるため、【1】～【6】の順序が大きく入れ替わり、次のようになっている。

【4】都に客星が出現し、数千万羽の鳥が飛来する神変が起る。

【5a】太子がこの神変の説明をする。

【3】一か月ほど後、佐伯鞍職が上洛する。

【2】佐伯鞍職が、恩賀島の海上で体験した出来事と天女の託宣を上奏する。

【5b】太子が示現した神の説明をする。

【6】推古天皇は厳島社を創建し、神領を寄進する。

【1】「異説」として太子が二十一歳の時に厳島明神が顕現した話を紹介する。

なお、Ⅱ類本はこの後に続けて、本田善光が難波の堀江から善光寺如来を拾い上げ、信濃国へ下向した話、いわゆる善光寺如来縁起を記している。『正法輪蔵』Ⅰ類本・輪王寺本『太子伝』・醍醐寺本『聖徳太子伝記』では三十一歳条に善光寺如来の話は記されていない。東大寺本『正法輪蔵』と慶應大学本『聖徳太子伝正法輪』は三十一歳条を備えていない。

話の展開におけるⅠ類本とⅡ類本との差異を比較してみたとき、聖徳太子伝に収録される説話としてはⅡ類本の方が洗練されているといえよう。単純に時系列に沿って厳島神社の縁起を述べるⅠ類本に対して、Ⅱ類本はあくまでも聖徳太子の事績を語ることに主眼が置かれている。また、Ⅱ類本では【5a】において、佐伯鞍職の登場に先んじて太子に神変の解説をさせ、この演出によって太子の賢察を一層ひきたせているのである。

厳島縁起の変遷

ことさらに論じるまでもなく、文保本太子伝は多分に説話文学的な史料であり、所載の厳島縁起も歴史的信憑性は乏しい。それでなくとも、中世の寺社縁起の多くは寺社が自らの霊験を喧伝するために誇張され、時には偽作されてきたという側面を持っている。

とはいえ、文保本太子伝の編者自身が厳島神社の縁起譚を創作したとは考えにくい。なんらかの史料を引用して既存の厳島縁起を文保本太子伝に織り込んだとみるべきであろう。そこで、文保本太子伝にこの説話が取り込まれるにいたった経緯を探ってみよう。

厳島神社の縁起が文献上にはじめてあらわれるのは、仁安

三年（一一六八）十一月の「伊都岐嶋社神主佐伯景弘解」においてである。佐伯景弘は当時の厳島神社の神主を勤めていた人物である。仁安三年十一月、厳島神社は社殿の修造を終えたばかりであった。海上に建築される社殿は波風のために傷みやすく、度重なる私費での修造は佐伯氏の財政を圧迫していた。その負担に耐えかねた佐伯景弘が捻出した苦肉の策が「伊都岐嶋社神主佐伯景弘解」であった。

「伊都岐嶋社神主佐伯景弘解」は、今後の厳島神社の修造においては国司重任・遷任の功を募って社殿の造営がなされるように、太政官の裁許を申請した解文である。その内容は三つの段落で構成されている。冒頭で太政官の裁許を求める旨を告げた後、まずはじめに諸国の神社が国司重任の功を募って造営した先例を列挙し、次に厳島神社の社殿の構成を説明し、最後に厳島神社の縁起をまじえながら、このたびの裁許を求めることになった理由を述べている。「伊都岐嶋社神主佐伯景弘解」によると、創建年代については

當社者推古天皇癸丑之年、和光同塵垂跡以降、星霜歳重、感應日新、則是鎮護國家之仁祠、當國第一之靈社也と記されている。「推古天皇癸丑之年」は推古天皇元年（五九三）にあたる。その他に厳島神社の創建にかかわる内容として、厳島明神の託宣なるものを記載している。

御垂跡之時、御託宣狀云、末代及破壊、令造改之日、先

經 上奏、輒莫進止、兼又以異姓他人、不可爲神主、不可從神事、以佐伯鞍職子々孫々爲神主職、令遂造營者
その内容は、将来社殿が破壊され、修造しなければならなくなつた場合、上奏を経ることになつても朝廷の指揮を仰ぐ必要はない、また異姓他人を神主として神事を行つてはならないとするなど、厳島神社とその神職を代々世襲する佐伯氏の權益を守るための粉飾が盛り込まれたものとなっている。中世初期の寺社縁起らしく、自社の靈験のあらたかさや由緒の正しさを印象づけ、自らの主張に説得力を持たせて要求を通そうとする意図を読み取ることができる。

仁安三年以降、厳島神社の縁起は文書や記録にはしばらく出てこないのだが、鎌倉時代に入ると、文学作品の中で厳島神社の縁起譚が語られるようになる。その一つが長門本『平家物語』である。『平家物語』はさまざまな系統の諸本が混淆しているが、屋代本・覚一本などの語り系本と延慶本・長門本・四部合戦状本・源平盛衰記などの読み本系の二系統に大別することができる。著者や成立年代については諸説あり、決定的な結論はいまだ定まらないが、長門本『平家物語』の成立時期はおおよそ十三世紀前半であるとみられている。長門本『平家物語』の巻五「厳島之次第事」には厳島神社の創建説話が記されており、その中には文保本太子伝所載の厳島縁起と似た内容が含まれている。

まず、佐伯鞍職（長門本『平家物語』では蔵本と表記されるが）が船に乗り「貴女」に託宣を受ける場面が次のように描写されている。

蔵本 飢ヲ休メンカ為カ。ツレ／＼ヲ慰マン料ニカ有ケ
ン。網舟釣舟ニ乗ナトシテ。此浦々ヲツタヒアリク所
ニ。或日午ノ時許沖ノ方ヲ見レハ。紅ノ帆ヲ引タル大船
一艘出来。近ツクヲ見レハ。舟ニハ非ス瑠璃ノ壺ニ赤キ
幣ヲ附テ。順風ニ任セ。佐伯カ舟ニ寄タリ。如何ト見ル
所與ニ。壺ノ中ヨリ。目出タキ貴女ノ十二重ニ成見エ
給ヘルカ。

鞍職の逼迫した様子や「貴女」の人数など、細部において文保本太子伝とは異なる。しかしこの文章によっても本証寺本『聖徳太子絵伝』に描かれた厳島社の場面を理解することはできる。

次に、鳥の大群が榊の枝をくわえて都に飛来したり、都に客星が出現したりする奇瑞譚が記された部分である。

疾々上洛シテ伝奏ヲ経ヨ。其時靈鳥トナリテ。一二萬榊
ノ枝ヲ啄集メテ紫宸殿ノ上ニ置。大星三星三光ヲハナチ
テ皇居ヲ照サン時。驚テ神領ヲ寄進有ヘシト仰ス。仍恐
レ恐レ蔵本上洛シテ仔細ヲ申上。

こちらと同様に、文章表現は違えども文保本太子伝の厳島縁起と同内容を伝えているとみなしてよいだろう。

以上の類似点が存在するのに対して、長門本『平家物語』所載の厳島縁起が文保本太子伝所載のそれと大きく異なるのは、佐伯鞍職が安芸国の住人となるいきさつについて述べられて点である。

其年記ハ推古天皇ノ御宇端政五年癸丑九月十三日。播磨国印南野ニ七聲鳴鹿アリ。帝勸覧アラハヤト論言アリ。佐伯蔵本論言ヲ承テ。河内国柿明神ノ檀ヲ取テ弓ニ作り。印南野ニ分入。件ノ鹿ヲ射取テ見參ニ入。此鹿金色ノ鹿ニテ九色ノ鹿ナリ。公卿僉議アリ。昔金色ノ鹿有キ。是権者也ト云リ。然レハ権者ヲ殺害ノ輩罪科深シトテ。安芸国サ、ラ濱ニ流サル。

長門本『平家物語』では、佐伯鞍職は播磨国印南野で金色の鹿を射たために罪に問われ「安芸国サ、ラ濱」に配流されたことになっている。安芸国随一の名社たる厳島神社の、神職を司る佐伯氏の祖が罪人であるというのは一見、あまりにも威徳に欠けるように思われるのだが、その真相は次のように説明されている。

蔵本都ニ登リ。朝ニ申入ヨト仰ラレケレハ。我モ遠流ノ者也。流人トシテ赦免ヲ蒙スシテ上洛セン事。如何候ヘカラント申ケレハ。大明神宣ク。汝ヲ是ヘ下スモ我計ナリ。印南野ニ金色ノ鹿現セシモ我ナリ。汝ヲ下シテ乳母ニセシカ為ナリ。

すなわち、この思わぬ罪過による佐伯鞍職の配流さへも実は厳島明神の神意によるものであったというのである。

佐伯鞍職が安芸へ配流される理由となったこの金色の鹿の話について、長門本『平家物語』が成立過程で参考にしたであろうと思われる話が『日本書紀』仁徳天皇三十八年秋七月条にある。

『日本書紀』仁徳天皇三十八年

秋七月。天皇與_レ皇后居_二高臺_一而避_レ暑。時每夜自_レ菟餓野_レ有_レ聞_二鹿鳴_一。其聲寥亮而悲之。共起_二可憐之情_一。及_二月盡_一以鹿鳴不_レ聆。爰天皇語_二皇后_一曰。當_二是夕_一而鹿不_レ鳴。其何由焉。明日猪名縣佐伯部獻_二菟苴_一。天皇令_二膳夫_一以問曰。其菟苴何物也。對言。牡鹿也。問之。何處鹿也。曰。菟餓野。時天皇以爲。是菟苴者必其鳴鹿也。因語_二皇后_一曰。朕比有_二懷抱_一。聞_二鹿聲_一而慰之。今推_二佐伯部獲鹿之日夜及山野_一。即當_二鳴鹿_一。其人雖_レ不知_二朕之愛_一以適逢_二彌獲_一。猶不_レ得_レ已而有_レ恨。故佐伯部不_レ欲_二近_一於皇居。乃令_二有司_一移_二郷于安藝淳田_一。此今淳田佐伯部之祖也。

むろん、文言の一字一句まで同じというわけではない。時代や場所の設定も異なる。長門本『平家物語』では時代設定を「推古天皇ノ御宇端政五年癸丑九月十三日」のこととするが、『書紀』では「仁徳天皇卅八年秋七月」としている。鹿

を射た場所は長門本『平家物語』では「播磨国印南野」であるが、『書紀』では「菟餓野」である。配流された土地は長門本『平家物語』では「安芸国サ、ラ濱」となっているが、『書紀』では「安藝淳田」としている。このように細部では相違がみられるものの、話の筋を追う限りでは両者は酷似しているといつてよい。『書紀』仁徳天皇三十八年秋七月条が長門本『平家物語』の厳島縁起の原型となっていることは間違いないだろう。

ではなぜ、『書紀』と長門本『平家物語』との間にこれらのような時代や場所の設定の相違が生じたのか。こと年記の問題に限れば、やはり「伊都岐嶋社神主佐伯景弘解」の影響と考えるのが自然だろう。長門本『平家物語』は、『書紀』仁徳天皇三十八年秋七月条にヒントを得て厳島神社の縁起譚を創作しつつも、「伊都岐嶋社神主佐伯景弘解」という「史実」に基づく時代設定を無視することはできなかったということである。このことから、「伊都岐嶋社神主佐伯景弘解」に記される推古天皇元年という厳島神社の創建年代が、十三世紀の時点では定説として信じられていたことを推測することができる。

長門本『平家物語』のほか、『平家物語』の異本の一つである『源平盛衰記』の巻十三「入道信同社并垂跡」にも厳島神社の縁起が記されている。『源平盛衰記』は全四十八巻か

らなり、『平家物語』読み本系の諸本の中では最も大部の作品である。成立年代は十四世紀後半頃と考えられる。

『源平盛衰記』所載の厳島縁起は、長門本『平家物語』所載のそれと比べると文章もかなり簡略化されているし、佐伯鞍職が鹿を射た罪状で安芸に送られたいきさつなどは全く省かれている。しかし、「推古天皇御宇癸丑端正五年」という年代の設定は長門本『平家物語』と同じであり、佐伯鞍職が船に乗り「貴女」に託宣を受ける話も記されている。

抑厳島明神ト申ハ、推古天皇御宇癸丑端正五年十一月十二日、内舍人佐伯鞍職ト云者、為網鈎恩賀島ノ辺ニ経回シケルニ、西方ヨリ紅ノ帆拳タル舟見エ来ル。船中ニ瓶アリ。瓶ノ内ニ鋒ヲ立テ赤幣ヲ付タリ。瓶内ニ三人ノ貴女アリ。其形端嚴ニシテ、人類ニ不同。

ここに記される情景は、本証寺本『聖徳太子絵伝』第五幅に描かれる場面をそのまま当てはめたとしても全く問題ない。『源平盛衰記』のこの一節を、そのまま絵解きの台本に用いることが可能なほどである。鳥の大群が榊の枝をくわえて都に飛来し、都に客星が出現する奇瑞も記されている。

鞍職言ク、何ナル驗有テカ可経官奏ト。明神答云、王城ノ良ノ天ニ、客星異光有テ出現セン、公家殊ニ驚テ可成怪時ニ、鳥鳥多集テ共ニ榊ノ枝ヲ食エント宣ケリ

『源平盛衰記』はその文章中に、各説話について「或本ニ

云」[秘本ニ云]などといった断り書きをさしはさみ、それぞれの史料的価値、信憑性についての評価を記しているという特色がある。『源平盛衰記』はこういった文章の冗長さによつて、ともすれば文学作品としての評価を落としがちであるのだが、反面、編者なりに史実性を追求した内容ということもできる。このような『源平盛衰記』の編集方針からみて、編者は厳島神社の創建年代について「推古天皇御宇癸丑端正五年」という年記を信頼するに足ると考えて採用するにいたつたのであろう。

文保本太子伝所載の厳島縁起

本稿の冒頭でもふれたように、『源平盛衰記』に記される厳島縁起は文保本太子伝に記されるそれとの類似性が牧野和夫氏によつて指摘されている。牧野氏は『源平盛衰記』と、輪王寺所蔵の『太子伝』とを例にとつて両者の文章を比較検討し、両者が共通の古縁起を参照して作成された、いわば親縁関係にあることを述べている。文保本太子伝と比較すると『源平盛衰記』に記載される厳島縁起は簡略化され、表現が異なる部分も多いのだが、牧野氏はこの点を両者が各々独自の加筆・削除を施した結果であるとしている。

そのように共通点はあるものの、厳島神社の縁起譚に関し

ていえば『源平盛衰記』と文保本太子伝には決定的な違いが一つある。それは厳島神社創建の年代である。「伊都岐嶋社神主佐伯景弘解」をはじめとして、長門本『平家物語』も『源平盛衰記』も、厳島明神の鎮座を推古天皇元年に設定しているのに対して、文保本太子伝では推古天皇十年としているのである。しかしながら文保本太子伝は、一方では「異説」として厳島明神の鎮座を推古天皇元年とする説も紹介している。文保本太子伝は「伊都岐嶋社神主佐伯景弘解」という「史実」を「異説」に追いやつてまで、なぜ推古天皇十年という年記を採用したのであるか。

文保本太子伝が厳島神社の創建年代を推古天皇十年に設定した理由として、まず考えられるのは文中に引用される社領の寄進状である。浄勝寺本を含む『正法輪藏』Ⅱ類本の文中には厳島神社の縁起に続いて推古天皇による社領の寄進状が引用されており、末尾に「吉貴九年歲次壬戌三月日」と日付を記す。

推古天王大^ニ有^テ御信敬^ニ以^テ当国^ノ々司^ヲ爲^シ奉行^ニ彼嚴嶋^ノ
大明神^ヲ奉^リ崇^ム給^ヘケレハ時^ノ神領^ノ御寄進^之状云

奉寄進 嚴嶋^ノ大明神^ノ々領事

当国^ノ中水田一千七万八十町 并修現^リ山^ノ杣

八千余町 右当国^ノ々司毎^レ化^ニ可^レ捧^テ上^ニ分田^ヲ全^ク

不可^レ輕^ク神威^ヲ社頭破壊^之時^ニ国司必^ズ經^テ矢奏^ス

點^ニ国中^ノ山^ノ杣^ヲ可^レ奉^リ修理^ニ其^ノ間^ノ材木^ノ松皮^等不^レ可^レ

レ運^ニ上^ニ京都^ニ

吉貴九年^{歲次}壬戌三月日

これを理由として厳島の創建年代を推古天皇十年としたの
だろうか。とはいえ、同じ文保本太子伝でも、醍醐寺本『聖
德太子伝記』三十一歳条に記される厳島縁起では、『正法輪
藏』Ⅱ類本と同じ寄進状を引用しながらも、寄進状末尾の日
付を欠いた形で記している。そうすると寄進状の年記を理由
とする考えは成立し難い。

それでは文保本太子伝の編者はいかなる理由によつて厳島
神社の創建年代を推古天皇十年に設定したのか。実は、『正
法輪藏』Ⅱ類本を子細に読みといていくと、編者が明らかに
なんらかの意図をもつて新しい解釈を施したと考えられる部
分がみられる。この厳島縁起についての独自解釈の部分こそ
が、「史実」とは異なる厳島神社の創建年代を導き出す原動
力となっているのである。

その新しく独自解釈を施したと考えられる部分は、厳島明
神が都に靈験をあらわす場面にもみられる。

長門本『平家物語』や『源平盛衰記』では厳島明神が示現
する予兆として、榊の枝をくわえた鳥の飛来と客星の出現と
が書かれており、この両者がともに厳島明神に関連づけられ
ている。ところが、『正法輪藏』Ⅱ類本では鳥の飛来のみが
「百王守護^ノ靈神^ヲ我朝^ニ示現^ス御座^スヘキ以^テ瑞相^ヲ彼鳥數万^ノ榊

枝ツクワエテ顕現スル所_ト奏_ト給ヘリ」と説明される。

一方、客星は「天台星」と名づけられ「我朝_ニ靈仏出現_シ窮_テ未_レ來際_ヲ自_ニ王城_ニ住_シ丑寅_ニ可_レ利_ニ衆生_ヲ瑞_ニ相也」と説明される。「天台星」は「靈仏出現」の瑞相であり、嚴島明神とは切り離されているのである。この独自解釈こそが文保本太子伝が嚴島神社の創建年代について他の縁起とは一線を画する理由の概要なのである。

ではこの「我朝_ニ靈仏出現_シ窮_テ未_レ來際_ヲ自_ニ王城_ニ住_シ丑寅_ニ可_レ利_ニ衆生_ヲ瑞_ニ相」という奇瑞が『正法輪藏』Ⅱ類本ではどのように再構成され、太子伝の中に組み込まれているのか。

『正法輪藏』Ⅱ類本の三十一歳条では、嚴島縁起に続いて善光寺如来縁起が記されるが、その中で太子に、

去三月之比。出_ニ客星丑寅_ニ驚_シ觀慮_ニ侍_シ時今年靈仏出世
御_シ守_リ王法_ニ利_ニ衆生_ヲ奏_ニ事有_ニ如来御下_ニ可_レ利_ニ末世之
衆生_ヲ前標也

と語らせている。「天台星」の出現は、太子と善光寺如来との結びつきを強める役割を果たしているのである。このことが文保本太子伝において嚴島神社の鎮座を推古天皇十年に設定した理由であろう。善光寺如来の東国下向と連動させるためには、「天台星」の出現は推古天皇十年でなければならなかったのである。

『正法輪藏』Ⅱ類本の三十一歳条には、「天台星」のほかに

も善光寺如来と太子との結びつきを強めようとする意図をうかがうことができる部分がある。太子が二歳の折に東方を向いて念仏を唱えた事績は太子絵伝には必ず描かれる有名な場面であり、十三世紀半ば以降になるとこの場面だけを独立させたいわゆる南無仏太子像が大流行した。この有名な太子二歳の事績も、『正法輪藏』Ⅱ類本の三十一歳条では善光寺如来と結びつけて記されている。太子は「天台星」と善光寺如来とを結びつける解説に続いて、

又勝鬘_カ古_ハ生年二歳_ニ向_ニ東方_ニ唱_シ南無仏_ト事如来難波_ヲ
浦_ヲ放_テ信濃国_ニ御光_ヲ照_シ今本_ニ田_カ身_ヲ以_テ此_ニ二歳_ニ二月十
五日_ニ早旦_ニ向_レ東_ニ唱_シ南無仏_ト

と語り、二歳の時に東方に向かって念仏を唱えたのは、善光寺如来が東国へ下向することを予知していたためであると説明するのである。

太子二歳の事績と善光寺如来とを結びつけて語ることは、『正法輪藏』Ⅱ類本のほか、東大寺本『正法輪藏』二歳条にもみられる。東大寺本『正法輪藏』は、太子の事績に付随する秘事口伝のみを集めた本である。東大寺本『正法輪藏』二歳条では、「古老ノ口傳ニ云」として太子二歳の事績と善光寺如来との関係を説明している。

一 太子向東方礼シ給事 古老ノ口傳ニ云

推古天皇御即位十年、十月二日、先生之御檀那、本田

善光^ニ有^リ御託宣^ス。本國御下向之時、推古天皇、如来^ヲ奉
惜給ケル時、々ノ殿下聖德太子、生年^ニ二歳^ノ春、二月十
五日^ニ、向^レ東、成^レ礼^ヲ給^ヘル御事^ヲ、如来、東國御下向
時、始奏給ケル也。

太子御奏聞^ニ云。

抑、臣厩戸、生年^ニ二歳^ノ、二月十五日^ニ、向^レ東方、唱^シ
仏^ノ御名^ヲ奉^キ。成^レ礼^ヲ、七歳^ニテ無^リキ懈^キ。是則、本師アミ
タ如来^ヲ奉^キ礼^ス。其故^ハ、如来、兼^テト^ク末代利生之砌^ヲ、
從^テ難波海^ニ、信濃國水内^ノ郡^ニ、放^シ光明^ヲ、現^レ御身^ヲ御
シキ。如^レ斯、先生御檀那、今^ノ善光^ニ、深^キ有^ス御契^ヲ御事
也。唯、速^ニ任^シ仏意^ニ、東國、可^ク奉^テ下給^フ、有^リ御奏聞
ケル也。

その内容はやはり、太子が二歳のおりに念仏を唱えた方角
が東であったことを、善光寺如来の東国への下向と結びつけ
たものである。

東大寺本『正法輪藏』において「古老ノ口傳」として書か
れている記事が、『正法輪藏』Ⅱ類本では本文におりこまれ
ている。これは、当初は秘事口伝として絵解きの際に必要に
応じて語られていた話が、いつしか本文に加えられるようにな
ったのであろう。

文保本太子伝は、文保年間の前後十数年にわたって徐々に
編まれていったことが知られている。東大寺本『正法輪藏』

では「古老ノ口傳」として紹介されている太子二歳の事績が
『正法輪藏』Ⅱ類本では本文におりこまれているという現象
は、文保本太子伝の成立過程を示す実例としてみるべきだろ
う。さらには、文保本太子伝が制作された十四世紀初頭の四
天王寺において、聖德太子信仰の教学研究が結実していく過
程を示すものといえるのではないだろうか。

輪王寺本『太子伝』八巻奥書には「右此傳者、四天王寺
田坊之秘傳也」という一文が記されている。現時点では「荇
田坊」という四天王寺の子院について考察する材料を持たな
いため断定することはできないが、あるいは「荇田坊」こそ
が、十四世紀初頭の四天王寺において文保本太子伝を生み出
した教学研究所であったのかもしれない。

結びにかえて——中世の学問——

中世における寺家の太子信仰の教学研究は、『伝暦』の解
釈を柱として太子の真実の姿に迫ろうと試みる、「伝暦学」
とでも呼ぶべきものであった。その創建に太子との由縁を主
張する寺院は、『伝暦』に記された太子の事績を研究・再構
築し、その成果を「秘事」として集成していったのである。

そういった学問の成果物として、法隆寺では十三世紀前半に
顕真によって『聖德太子伝私記』が成立し、橘寺では正和三

年（一三二四）に法空の筆によって『聖徳太子平氏伝雜勸文』が書かれた。もちろん四天王寺においても、法隆寺や橘寺にさがけて嘉祿三年（一二二七）に『太子伝古今目録抄』が編述されている。いずれも『伝暦』をテキストとし、そこに記された太子の事績について伝典や史料にもとづいた解釈を施してゆく、いわば太子信仰の研究書である。

このような太子信仰の教学研究の一環として、四天王寺の僧たちは文保本太子伝に巖島縁起をおりこみ、新たな解釈を施して太子と善光寺如来とを結びつけてみせたのであろう。彼らは、太子と守屋との合戦の後、難波の堀江に沈められたいた善光寺如来が本田善光の登場までなぜ放置されていたのか、なぜ太子は難波の堀江から善光寺如来を引き上げなかったのかという疑問について、合理的な答えを導き出そうとしていたのではないだろうか。

ただしその試みは、結果としては失敗に終わったのであろう。現在の私たちにとって太子と巖島神社との組み合わせはまったく不可解であり、その創建において太子との関連を説く巖島縁起は世間に浸透していない。また、私たちの目に本証寺本『聖徳太子絵伝』第五幅の図様は奇異なものとしてうつる。つまり、太子と巖島神社とを結びつけた解釈は、巖島縁起のスタンダードになることはできなかったのである。

現代の歴史学のステージにおいても、聖徳太子という人物

の姿はいまだにはつきりとした像を結ばず、輪郭を定めがたい。まして中世において聖徳太子のを知るには、なにもあれ、まずは『伝暦』や『書紀』に記される太子の事績を基本史料として信じるほかなかった。そこへ「伝暦学」の研究成果として新説・異説をさしはさむ法隆寺の眞真や橘寺の法空、四天王寺の学侶たちは、彼らとしては真摯に聖徳太子という先徳を研究しているという事なのである。現在の私たちには荒唐無稽としか思えない秘事口伝も異説も、全て一刀両断に「おもしろおかしくくりあげた虚説」「中世の神社縁起にありがちな『言った者勝ち』的な喧伝」と評価を下すことはできない。そして彼らの太子信仰の教学研究の成果である聖徳太子伝を、よりビジュアルに表現したものが聖徳太子絵伝であり、各種の聖徳太子像なのである。そうしてみると、聖徳太子信仰に関連する美術作品は、教学研究の到達点を示すモノUMENTのようなものであるのかもしれない。

註

(1) 『日本の美術』九十一（至文堂、一九七三年十二月）

(2) 菊竹氏は前掲註(1)書『日本の美術』九十一号において、聖徳太子絵伝に描かれる場面のうち『伝暦』以外の出典について次のように典拠を示している。

十六歳「六角堂建立」―師鍊撰『元享釈書』卷第二十八

十七歳「四天王寺の瓦を造る」|| 堂本家所蔵の太子絵伝
の題銘

十八歳「牛飼いに穀倉を与える」|| 瑞泉寺の口伝

二十三歳「弓を地に突いて清水を得る」|| 『仮名太子伝』

二十三歳「下女、桃を献じる」|| 頂本寺所蔵の太子絵伝
の詞書

三十四歳「巡行の休息所に里人屏風をめぐらす」|| 『顕真
得業口決抄』

三十四歳「馬を打つ農夫を戒める」|| 『仮名太子伝』

四十三歳「太子の笛の音に山神舞う」|| 『聖徳太子伝私記』

(3) 牧野和夫「中世の太子伝を通して見た一、二の問題」(2)
― 所引朗詠注を介して、些か盛衰記に及ぶ― (『東横国文
学』十四、一九八二年三月)

(4) ただし例外的に太子十六歳条、太子十七歳条、太子二十二
歳条の冒頭には私年号が記されている。輪王寺本「太子
伝」も同様である。

(4) 日光山輪王寺所蔵「太子伝」八巻奥書

(5) 右此傳者、四天王寺持田坊之秘傳也、彼奥書云、不可
出院内、又不可有外見、以起請文、唯是一人付属也、
然而、依有事縁、彼秘傳之肝用所拔寫也、而故者、雖
為此傳不可有書寫、亦不可有他見、於本傳之起請語、
有冥頭之怖故也、穴賢々々、可隱密者也云云

(6) 阿部泰郎「『正法輪藏』東大寺図書館本―聖徳太子伝絵解
き台本についての一考察―」(『藝能史研究』八十二、一九

八三年七月)

(7) 奈良国立博物館「社寺縁起絵」(角川書店、一九七五年)
所収の河原由雄「各個解説」による。

(8) 牧野和夫「慶應義塾図書館蔵「聖徳太子伝正法輪」翻印並
びに解説」(『東横国文学』十六、一九八四年三月)

(9) 渡邊信和「浄勝寺丹山文庫蔵「正法輪藏」研究並びに翻
刻」(『同朋学園仏教文化研究所紀要』七・八合併号、一九
八六年)

(10) 『宮島町史』特論編・建築所収

(11) 前掲註(3) 論文

(12) 浄勝寺本「正法輪藏」三十一歳条

異説云巖嶋縁起云太子廿一御歳推古天皇即位元年歲次
癸丑
端正五年十一月十二日巖嶋大明神始テ顯給へり

(13) 満性寺本「聖法輪藏」三十二歳条には「桓武天王御宇延暦
十三年ヨリ延慶元年マテハ、星霜五百十六年帝皇四十五代
也」とあり、現在の年代を延慶元年(一三〇八)としてい
る。一方、輪王寺本「太子伝」四十二歳条、満性寺本「聖
法輪藏」四十二歳条は建仁二年(一一〇二)から現在まで
の経過年数を「至テ今ニ僅ニ百二十余年ノ事共也」と記し、
元亨二年(一一三二)の成立をうかがわせる。

(14) 前掲註(5) 参照

() 関西大学大学院博士後期課程